

令和 8 ・ 9 年

能代市小規模修繕等契約希望者登録申請について

能代市が発注する小規模修繕等に係る契約希望者の登録を行います。登録を希望される方は、次の内容及び小規模修繕等契約希望者登録申請書記入要領等をご覧のうえ、期間内に提出してください。

対象となる小規模修繕等について

次の業種の修繕のうち、1 件の金額が 5 0 万円以下（内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なものに限る。）のものです。

- ①土木一式 ②建築一式・大工 ③屋根・板金 ④電気 ⑤塗装 ⑥管 ⑦ガラス
⑧建具（木製・金属） ⑨畳 ⑩雪下ろし、除排雪（機械借上げ除く） ⑪その他

※資格が必要な業種

- ④電気・・・第一、二種電気工事士免状など
⑥管・・・能代市指定給水装置工事事業者証、能代市指定排水設備工事店証など

1 登録要件

能代市内に主たる営業所（本社）を有する方。

建設業許可の有無、経営規模、従業員数等は問いません。

ただし、次の項目に該当する方は登録できません。

- （１）成年被後見人、被保佐人、破産者で復権を得ない者等。
- （２）申請書提出時において、引き続き 2 年以上同一の事業を営んでいない者。
ただし、同等の経験を有すると認められる者を除く。
- （３）能代市建設業者等級格付名簿に登録されている者。
- （４）希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない者。
- （５）自ら履行できない者。
- （６）市税等を滞納している者。
- （７）個人市民税の特別徴収義務者として、地方税法かつ能代市市税条例を遵守していない者。
- （８）代表者等が集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者。
- （９）その他公共の発注の相手方として不適当と認められる者。

2 申請書の受付期間

令和 7 年 1 1 月 4 日（火）から令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

※郵送については、令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）の消印有効。

3 申請書の提出方法等

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出先 〒016-8501 能代市上町1番3号
能代市総務部契約検査課（本庁舎1階）
又は
〒018-3192 能代市二ツ井町字上台1番地1
二ツ井地域局総務企画課（二ツ井町庁舎1階）
- (3) 提出部数 1部

4 結果の通知

受付期間内に申請した場合、令和7年12月下旬に書面により通知します。

5 登録の有効期間

令和8年1月1日から令和9年12月31日まで

※受付期間内に申請書を提出し、不備等がなかった場合、上記の有効期間となります。

※受付期間を過ぎてから申請書が提出された場合は、申請書確認後の希望者名簿登載の日から令和9年12月31日までとなります。

6 希望者名簿の公表について

希望者名簿については、契約検査課及び能代市ホームページで公表します。

公表する項目は、商号又は名称、代表者職氏名、登録業種等です。

※希望者名簿に登載された場合でも、契約を約束するものではありませんので、ご了承ください。

7 問い合わせ先

〒016-8501 能代市上町1番3号
能代市総務部契約検査課
電 話 0185-89-2222
FAX 0185-54-6460